

令和2年度第1回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年4月14日（火）10時から

下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第1回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年4月14日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（7人）

会長 4番 近藤 政司

会長職務代理者 8番 山岡喜久吉

1番 猪本 英雄 2番 内山 禮介 3番 河村 真弓 5番 清水 守

7番 田村 覚

・欠席（1人）

6番 田中 結

4 農地利用最適化推進委員（出席要請なし）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権の設定）

協議事項(1) 意見書について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 非農地証明交付申請の承認について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 綱本 渉

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第1回 定例総会 会議の概要

| | |
|------|---|
| 議長 | ちょっと時間は早いですけれど、みなさんお揃いですので4月の定例総会を開催したいと思います。本日の欠席者は田中委員です。本日の出席者は7名、下松市農業委員会会議規則第6条により定員数を満たしており総会は成立している事を報告致します。本日の議事録署名人は猪本委員と清水委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願い致します。では事務局、よろしくお願ひ致します。 |
| 事務局 | 議案書1ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番及び2番について譲受人が同一で場所も近いので一括して総会資料に基づいて説明いたします。それでは、農地法第3条の規定による許可申請についてです。土地の所在は1番が大字●●●●●の1筆、2番は●●●●、●●●●、●●●●、●●●●—●、●●●●—●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●—●、●●●●、●●●●の11筆です。地目は1番が登記簿田、現況畑、2番は登記簿が上から3筆と下から4筆が田、その他の4筆が畑、現況は上から3筆が田、以下は畑。農振区分はすべて農用地外、面積は1番が1,761m ² 、2番は順に1,709m ² 、601m ² 、2,466m ² 、624m ² 、152m ² 、33m ² 、1,229m ² 、535m ² 、1,193m ² 、1,943m ² 、985m ² のあわせて11,470m ² 。譲渡人は1番が●●●●●の●●●●●●●、●●●●●●●、2番は●●●●●さん、譲受人はともに●●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願ひいたします。なお、後程の議案第2号受付番号2番の借受け人も●●●●●さんです。ご存じのとおり、ぶどうを生産する新規就農者として中間管理機構を通して利用権設定をし、公的援助を受けて新規就農に向けて準備をされていました。しかし、就農に向けての準備中に事故により重傷を負われたため、計画通りの就農が困難となる中、公的支援は辞退されましたが、就農はしたいとの思いから、自分のできる範囲で農業を行っていくため、今回の申請となつたものです。 |
| 議長 | 山岡委員、お願いします。 |
| 山岡委員 | それでは、私の方から説明をさせていただきます。受付番号1番でござります。●●さんの方であります。先ほど説明があったように、●●さんが中間管理機構の世話で全部取得するようになつたんですが、一応お戻しになりましたので新しくこの申請というようになっております。これについては、場所はですね、5ページを開いていただきたいんですが、これは後から説明をします●●さんの田んぼの中にある部分でありまして、一連のものでございます。●●さんの家のちょっと下にありますが、細長いもので、現在は既に岸を少し自分でやろうということで崩しておられたんですが、急遽さつきのような事情で、新しくそのままでこの土地を頂こうという事でございます。これはご説明することもなく●●さんから一連の田んぼの中になります、今回の果樹を作りたいと言われる中に入っているものでございます。そ |

して受付番号2番でございますが、場所は6ページからでございますが、6ページの裏に黒い、ゼンリンの図が入っているのを見ていきたいのですが。左側から●●●●等と白い枠で囲ってあります、大体同じところにございます。これは既にきれいにしてあるのですが、まだ畑のように全部なっておりませんが、将来は一枚まとめて作られるのであろうと思っております。それと9ページに●●●●というのがあります、ここはダムに上がっていく所でですね、普通上がるのは一番下の道をずっと上がっていくのですが、作業道が上についておりますが、ずっと回れるような形になっております。この●●●●があるのは川のへりでございまして、今杉がちょっとありますので、将来的にはしいたけを作つてみたいというようなことを言っておられました。それが全体でございます。以上でございます。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありました
が、ご意見がございましたらお願ひします。どなたかございませんか。

意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番
2番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番2番は許可すること
に決しました。じゃ事務局、お願ひします。

事務局 議案書14ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番について総会資料
に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の承認について賃貸借です。土地の所在は大字●●●●●一●、●●
●一●、地目は登記簿現況共に田、農振区分は農用地内、面積は1,032
m²と983m²のあわせて2,015m²。利用権の設定をする人は●●●さん、
利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は賃貸借で新規、期間は3年
です。調査委員は藤井康之推進委員ですが、本日、新型コロナ対策として出
席を要請しておりませんので、事務局より補足説明をいたします。最初に、
場所につきましては議案書16ページ左の図面にある通り、●●●●●●
の●●●●●の先の三叉路を右折し、一つ目の道を入つて3枚目と4枚目
の田んぼです。ここは、平成24年から利用権設定し●●●●さんが作つて
こられ、今回は所有者の死亡により代表相続人の●さんと利用権設定を行
うこととなったものです。実質は更新ですが貸し手が変わることから新規扱い
となるものです。設定期間は5年で賃貸借となります。ご審議をお願いしま
す。

議長 はい。事務局、ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありま
したが、ご意見がございましたらお願ひします。

| | |
|---|--|
| 清水 委員 | 継続でしょう？ |
| 事務局 | はい。継続ですけれど、人が変わって新規です。 |
| 議長 | はい。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。 |
| (全員挙手) | |
| はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。 | |
| 事務局 | 議案書17ページをご覧下さい。議案第2号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について賃貸借です。土地の所在は大字●●●●●番地、地目は登記簿田、現況畠、農振区分は農用地外、面積は1,309m ² 。利用権の設定をする人は●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は賃貸借で新規、期間は3年です。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 山岡委員、お願いします。 |
| 山岡 委員 | それでは説明いたします。この●●●さんですが、現在は●●●においてになる方ですが、この部分を一括で買いたいということで●●さんが言われた時にその中に入っていた土地でございます。今回はですね、一遍に●●さんの都合で買えないという事で、利用権の設定にしてやっていきたいという事でございますので説明いたします。場所は19ページを見てください。そこに申請地というのがありますが、先ほど説明しました、上に●●さんの家があるのですが、そのちょっと下に位置するものでございます。ぶどうを作れば一連の畠になっていくんじやなかろうかと思います。果樹を作るということで申し込みがありまして作られるという事ですが。●●さんにも電話をしてですね、今まで販売だったのが利用権の設定で貸し付けるという事になるのでどうだろうかということで尋ねましたけれども。心配はですね、●●さんが農業を計画通りに進めていかれれば何の問題もない、またその時にはですね、この田んぼをお売りすることは問題ないという事でございますが。間でですね、頓挫された時は畠にはなっちょる、それを作ることはできんということになれば心配じやがという事がありましたが、そういうことが無いことを願っているわけでございます。場所はさっき言ったところでございまして、一連の中にあるというお考えでよかろうかと思います。以上でございます。 |

- 議長　　はい。山岡委員ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。はい、清水委員。
- 清水委員　これは、議案第1号受付番号1番の●●さんの●●●の下の南側になると想いますが、この部分も田んぼだと思うんですよ。それで●●●さんの現況のようにされておりますけれども、一部斜面で、元の田んぼの法面はなくなっておりますが。これを利用権の使用貸借が終わった時点でそれを返すと。契約終了した場合は原状に復するのか、それともそのまま斜面のままで返還するのか、そのへんの約束事はどうなっているのかなと思います。要するに返還を、いずれ利用権設定の契約期間が満了することは明らかですが、買われるのであれば原状を変更しても何の問題もないですよね。返すという事になれば所有者が原状に復してほしいということになろうかと思いますが。そのへんの話し合いはどうなっているのでしょうか。
- 議長　　山岡委員。
- 山岡委員　先ほど私も心配で電話を入れたのはそのへんでございます。間で、事業が詰んだときが一番心配だということで、本人も思っておられます。まだそこまでは、どうして戻すというところまでいってないのですが、今はあくまでも一時的に利用権設定で、この次はお買い上げいただくということで考えておられます。
- 清水委員　●●さんは売るという意思があるんですね。そのへんの事情を含まれての利用権設定ですかね。
- 山岡委員　はい。そっちのほうが。今言われたように最初は一手に買おうという話がありましたが、怪我をされたり何だりして、それはやれんという事ですね。ちょっと一次が済んで二次をやるという事ですが。その間も棚をはったり何だりすれば、やはりそのへんが問題で、間で事業が中座するのが一番困るという事になりますので。続けることについては問題ないと思います。
- 清水委員　もう一点、●●●、この辺の一連の土地を買収されて農業を新規にされるという事ですが、この周辺に農道が通っているわけですが、草刈りも負担がかかってくるわけですね。●●さんは承知の上であるかどうかというところは。以前奥さんの方から私に相談があったのは、大変ですと。維持をするのがね。物を作るのは簡単ですが、地域に入り込んでの水路、草刈りとかいった場合の負担がかかってくるのが大変ですと私の方に相談があったのですが。そのへんは承知の上だとは思いますが、そのへんはずっとかかる負担ですから。十分認識の上で頑張って欲しいと思いますが。そのへんはお伝えになっておられるかどうかお聞きします。

山 岡 委員

義理のお兄さんが同じくらいの年でございますからね。あれも期待して、奥さんも土日は一緒にやりますという事ですが。今の主人と3人でやれるんじやろうと思いますがね。確かに大変じゃろうと思うんで、これからも指導をしながら様子を見ていきたいと思います。

議 長

はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第2号受付番号2番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号2番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。

事 務 局

続きまして、協議事項（1）としまして、今回農業委員6名、推進委員2名から意見をいただき事務局で別添の意見書案にまとめました。本日、内容を協議いただき市長日程調整し提出を考えていましたが、新型コロナ対応で推進委員さんの参加を断っており、会議の時間も短縮することが求められているため、これについてひとつひとつ説明をしていくよりも、今後の進め方なんですが、通常の意見書の出し方として、市長に会長が手渡す方法と、事務局から経済部なりの関係部署に文書で提出して回答を求める方法があります。意見書の内容的なもので気になったところは事務局に言ってもらって、ある程度期間を持った上で案をあげていっていいかどうか。それか再度、5月の総会で全委員参加のもとで協議して提出したほうがいいかどうか。

清 水 委員

皆さんの意見を網羅されていると思うんですが、要はですね、これだけのものを市にぶつけるということになるのかなと思うんですが。項目数も沢山あってですね、実際全部取り上げてもらえる可能性も低いと思うんですがね。これを全部持って上がるのがいいのか、もうちょっと集約して出すか、これだけはやって欲しいというのを集約して出すのか、二つ方法があると思うんですが。それぞれ皆さんのお意見があつて、申し出を全部市にぶつけて、市と協議の場が持てればいいけれど、出しちゃなしになる気がするんですよね、余りにも質問が多いから。市の方がこれを受けたとして、何をやって欲しいのかとなると思うんですけど、行政の方としては。そうなるともうちょっと集約しと方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

猪 本 委員

確かにこれはよくまとめてあると思います。やはり皆の意見が多かった重点項目みたいなのをいくつかに絞って、今年度、2、3年かけてもいいからこれだけは確実にお願いしますというものを提出した方がいいかなと思います。それじゃったら向こうも取り組みやすいと思うんですよね。ただ並べて

出したんじやあ向こうもどうしていいか分からぬと思うんですね。これはこれとして、自分たちの意見が出ていたんだなというようなものを大事にしたいと思うんで。それぞれ重複した意見というのがなんばかあったでしょ。そういうような所を重点項目か何かにした方がいいのかなど。

議長

はい、山岡委員。

山岡委員

私のほうからはですね、今のようなご意見もあろうと思うんですが、とりあえず農業にはこんな問題があるんよ、というのも知つてもらう為には全部一応出して、そして毎年重点項目で、これはというのはまたやられたんでいいと思いますが。とりあえずはこういった問題が下松ではあるんよ、という問題を投げかけるのも必要ではなかろうかという風にひとつ思います。それとその他の②と③ですがもう少し教えてもらいたいのですが。

田村委員

今の③は、確かにJAの直売所には個人出荷というのが一つの方法だとは思うんですけど、こういう風な高齢化が進んでくるともし、できればですね、その集落の代表の方が伝票をきて皆さんを集めて出してあげるとか、或いは一番いいのはJAが定期的に集めるとか、そういう風なつもりで書きました。②は、下松市にブランドがあるんじやろうかと思って書きました。

内山委員

色々吟味していけば盛りだくさんになるんでしょうけれど、何せ今コロナで、あまり長時間やってもどうかなと思うんですが。全て予算が絡むお話なんですね、今4月なのでいつ頃からは入っているか分かりませんが、そのへんをタイムリミットにしてコロナも睨みながら議論していった方がいいんじゃないかと。もう少し時間をかけてした方がいいと思うんですけど。

田村委員

今、清水委員や内山委員もおっしゃいましたけど、これはあくまでもそれぞれが、こういう風な事がありますよという事を書いたんであって、これをいっぺんにして来年から予算がつくかという事もないんで。何年次計画ということはありませんけれど、今年はこの位にしておこうとか、もうちょっとと言われるように、まとめてされた方が。提出されるのは農業委員会の会長さん名で出されるのがいいと思うんですけど。もう少し中を詰めてですね、農業委員会らしい要望を出したほうがよろしいんじゃないかと思います。

議長

じゃあ、継続審議ということで。

清水委員

農業新聞と言いますか、広報に出すとか出さんとかいう話がありますよね。私は広報の中には全部出してもいいと思うんです。こういう意見が出たと。今年はこういう重点目標であるとか。方法はないことはないと思うんですけどね。推進委員さんもおられる中でやった方がいいと思うので。継続審議で

いいと思います。内容についてはもうちょっと検討して。どういう方法がより効果的なのかというのを含めて検討したらいいんじゃないかなと思います。

猪 本 委員 2ページめの新規就農支援・育成の中にある、空き家担当部署、移住定住担当部署は市の組織の中にあるのですか？

事 務 局 空き家担当部署が住宅建築課で、移住定住担当部署が企画財政課になります。

議 長 じゃあこの件については、継続審議ということで。今度、農業委員会だよりか何かやる時は、一応、こういう事があったという事を載せるということで。予算の関係でこれを皆やるのは難しいし、またひとつひとつ見ると、なかなか昔ならみやすかったものが、今じゃ難しくなってやれんというのがありますよね。

以上で本日の審議いただき議案について、終了いたしました。報告事項がありますが、なにかご質問があれば、お願ひします。ないようですので引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。

事 務 局 農地利用適格法人の報告書をすべて提出頂いている事を報告いたします。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の20ページ、21ページに4件ございました。報告第2号「非農地証明交付申請の承認について」（市街化区域）は、議案書の22ページに1件ございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 はい。それと連絡事項は。

事 務 局 5月の総会は、状況が今のままでしたらまたこういった形の開催になるかと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで4月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年4月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

署名委員

署名委員

近藤政司
納木英雄
清川之介